

# 建設企業常任委員会会議録

平成23年10月24日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○（河野委員長） ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（辻 局長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名であります。松谷委員は所用のため遅参される旨届け出がありました。

以上であります。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

---

午前10時00分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、都市建設部からの報告のうち、川東通りの整備について及び公営住宅に係る休日等の対応業務委託についての2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（井南部長） おはようございます。それでは、私から補足説明に入ります前に、本日提出いたしました案件の主な点についてご説明申し上げます。

初めに、川東通りについてでございますが、本路線につきましては常呂川にかかる見晴橋が歩行者と自転車しか通行できないため、自動車も通れる橋梁の整備につきまして地域住民から長年要望されてきたところでございます。このたび道道昇格が認められ、事業化のめどがつかしましたことから、本年12月から見晴橋の通行どめを行い、来年度にかけて橋梁の解体、撤去等の工事を行いたいと考えております。

次に、公営住宅の夜間、休日等に係る緊急時対応業務委託についてでございますが、夜間、休日等における緊急時において迅速な一次対応を要求される事例が多くなってきておりますので、現在北見自治区で行っている公営住宅の入居者対応のうち休日、夜間等の時間帯を民間業者に委託し、機動性を高めることで入居者の利便性を向上させようと考えているところでございます。本日は、委託に向けての考

え方を提示させていただきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

（藤原課長） それでは最初に、川東通りの整備についてご説明いたします。

委員会資料1ページをごらんください。上段に川東通りの位置図を記載しております。川東通りは、東4号線の南大通りから川東の南岸通りを結ぶ延長約1,080メートルの道路でございます。下段左側に拡大図を記載しておりますが、沿道にはラグビー場や香りゃんせ公園があり、常呂川横断部は見晴橋というつり橋がかけられている路線でございます。下段右側に見晴橋の現況写真を記載しておりますが、延長100メートル、幅員2.5メートルの歩行者、自転車専用の橋で、昭和34年8月に完成し、ことしで52年目を迎えております。

続きまして、2ページをごらんください。これまでの経過でございますが、長年地域から自動車も通れる橋梁整備の要望があり、市といたしましても道に対して道道昇格と整備の要望を行ってまいりました。平成22年7月27日に、3・5・51号川東通りとして都市計画決定し、本年4月26日に道から道道昇格を認める旨の通知があったところでございます。

次に、川東通りの事業スケジュールの案でございますが、本年12月に見晴橋区間の通行どめを行い、今年度は踏み板等の一部などを撤去し、来年度となります平成24年度は残りの橋梁上部及び橋台などの下部構造物を撤去し、護岸工事を行いたいと考えております。

なお、見晴橋の通行どめにつきましては、広報きたみや周辺町内会への回覧板、現地における掲示板の設置などで市民に周知してまいりたいと考えております。また、平成24年度には道が新しい橋梁を含め道路の実施設計などを行い、平成25年度には事業認可を取得し、工事に着手する予定と伺っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（石川課長） それでは、公営住宅に係る休日等の対応業務委託についてご説明させていただきます。

委員会資料3ページをお開きください。1番目の目的でございますが、現在北見自治区における公営住宅の入居者対応のうち、夜間、休日などに発生する緊急時の対応について住宅管理担当の職員が交代で当直からの連絡を受け、電話や場合によっては現地に出向き、状況を確認した上で対応可能な業者を探し、修繕等の対応を行っておりますが、時間帯や曜日によっては業者探しに時間を要し、復旧に時間がかかる場合も多く、入居者に負担を強いる状況もございます。そこで、初期対応時から住宅設備に精通している民間業者による迅速な一次対応及び適切な機械設備の保守などを業務委託することにより、より迅速な措置を行うことができ、入居者の負担をより軽減し、利便性を向上させることができると考えられます。

次に、2番目の業務の現状でございますが、北見自治区では現在市営170棟3,523戸、道営が30棟521戸の合計200棟4,044戸を管理してございます。修繕については、現在公営住宅管理人事務所で嘱託職員3名と臨時職員1名で対応しておりますが、平日の日中9時から午後5時までですが、以外の夜間、休日などは住宅管理担当の職員が対応してございます。昨年度の対応実績を記載しておりますが、平日の管理人事務所での対応が約1,000件、夜間、休日などの緊急時のみの対応が100件程度となっており、例年同様な状況になってございます。

次に、4ページをお開きください。3番目の連絡体制でございます。当直で受け付けをいたしました入居者からの修繕などの依頼は、現行は住宅管理担当の職員に連絡され、以降は職員が状況を判断し、業者に発注などの業務を行ってございます。この太線で囲っている部分でございますが、これを民間業者をお願いし、以後の修繕発注などを行っていただきたいと考えてございます。受託業者が対応できな

い事例と判断した場合は、住宅管理担当の職員へ連絡をとっていただきたいと考えております。

委託業者でございますが、夜間、休日などの緊急時対応業務を委託しています道内各自治体と同じように業務が24時間体制であり、緊急修繕対応が多岐にわたることから、既に他業務で24時間対応している業者などを考えてございます。なお、今後につきましては業務内容を十分精査し、時期を含めた具体についてご提示していきたいと考えております。

次に、資料5ページ、6ページは北見自治区における公営住宅の管理状況を記載してございますので、ご参照ください。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（河野委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（松谷委員） ただいま公営住宅にかかわる業務対応についての説明を聞かせていただきましたけれども、少しはっきりわからない点があるのですが、ここのフローを見ますと入居者、市当直、受託者とありますが、受託者の現行住宅管理担当の部分が必要は新たに業務委託をするところをお願いするということなのですか。その辺をもっと具体的に。

○（石川課長） 今の松谷委員からのご質問ですが、4ページの連絡体制フローの説明でございます。太線で書いてあるところを委託したいという考えでございますが、まず入居者から電話が市の当直に入りまして、現在は市の当直から住宅管理担当の当番職員に連絡が入って、そこで状況を再度入居者に確認して、場合によっては出向いて対応できるものは対応して、できないものについては業者に連絡して対応してもらおうということでございますが、この住宅管理が担当するところを24時間体制で現在やられているようなところをお願いして、そこで住宅管理担当職員が判断することをかわりに判断していただくということでございます。それで、多くはやはり、水漏れがしたとか、水道関係の業務だと思いますが、業者がそこで判断して自分で対応できるものが

あれば自分でやりますし、自分ができないということであればほかの業者をお願いしていただくということでございます。

以上でございます。

○（松谷委員） ただいま説明をいただきましたけれども、今までは基本的には担当職員がある程度判断をしたと。ところが、今度は業者が判断するのですね。この場合、果たして業者がどのように適切に判断したかというところがすごく難しいところだと思うのです。要するに仕事の丸投げですから、お願いするということは、その辺の判断基準をきちんと設けておかないと。例えばあしたでもいいことを、いや、きょういるから行けと、夜中に行けと。そうすると、やはり夜中の勤務状況にある程度加味してあげないとだめですし、その辺をもう少し細かいところまで、要するに業者に本当にどこまで管理させるのか、その辺はすごくいろいろな状況が考えられますので、相当詰めていかないと何でもかんでも業者に委託しますではどうかと思うのです。

それから、もう一つ、この業務委託する場合に何社ぐらい考えているのですか。それぞれ電気系統や配水管などいろいろな状況の苦情だとか、仕事関係、急に緊急の対応が入ってくると思うのですけれども、要はこれ実績を見ますと水道関係、電気関係、排水関係、灯油関係、ガス関係、いろいろありますね。その辺、何社ぐらいを考えているのかお答えください。

○（石川課長） まず、最初のマニュアルの関係でございますが、いろいろなことが想定されますので、今後この委託が進んでいく中で、私ども今現在業者に委託する発注業務の内容だとか、当然入居者の負担になる部分についてはきちんとマニュアル化をして、受託業者ときちんと打ち合わせした中で対応をしていくと考えています。それで、今現在も職員がその辺はきちんと把握をしてございますので、当分の間は全部業者に任せるのではなく一緒に行動しながら、ある程度スムーズにいくような時期まではや

っていこうと。当然その後のフォローも考えてございますので。

それと、委託の数でございますが、今現在考えているのは、当直から連絡を受ける業者については北見自治区では1社と考えてございます。ただそこから発生するものについては私どもからいろいろな業者を、水道ならこういう業者がいます、電気ならこういう業者がいますということで提示して、そういう小破修繕なりの業者をきちんと把握した上での連絡体制がとれるような形をとっていきたいと考えています。

以上でございます。

○（中崎委員） 意見になるかもしれませんが、これでいったら平常業務で年間約1,000件、1日3件程度、そして夜間に関しては3日から4日に1件ということで、今言っていた1社に夜間だけということになると、なかなか民間でも受けづらいものがあるのかと思って今聞いていました。そういう意味では平日業務、夜間業務をこれから検討していくという話なので、両方を民間、民活として考えるのだったら、やはりきちんとその辺のマニュアルをつくりながら出してあげたほうがより受益者に対して密な行為になるのではないかと考えています。そういう意味では、夜間の100件程度だけを単独で出すというのは、民間で24時間やっているという業者はそんなになくと思うので、少し負担になるのかと思って今聞いていました。これから議会にいろいろな提案がなされると思うので、少しその辺も含めて検討していただきたいと思います。

○（河野委員長） 意見でよろしいですか。

○（中崎委員） はい、意見で。

○（松谷委員） ただいま答弁いただきましたけれども、業務委託に係る料金、業者に対する委託料なのですけれども、この辺の算出根拠は、どのような形で考えているのですか。お答えをお願いします。

○（石川課長） 委託の金額でございますが、先ほど少し説明しておりますけれども、現在24時間対応

してもらっている業者、例えばビルメンテナンス会社だとか警備会社だとかも考えられると思います。そういう現在24時間体制でやっているところに対して、今中崎委員からもお話がありましたけれども、夜間、休日等でいえば3日に1件ぐらいの対応ということになるかと思うのですが、現在業者がやっている仕事の中に付随的に対応してもらおうということで、その辺の金額についてどういう形がいいのかというのは、いろいろ精査をして考えている途中でございますので、今後提示していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○(森部委員) いろいろ市営住宅の業務委託ということで説明は受けているけれども、今は質問だとかいろいろな受け答えについても、まだ検討中のままだまだ早期の話に聞こえるので、説明は一応受けただけけれども、今受けた質問等もきちんともう一回精査をした中で改めて委員会で説明いただかないと、多分今委員側で受けている認識というのが少し違うと思うのです。その辺を委員長、整理をお願いしたいと思います。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時18分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○(中崎委員) これも意見になってしまうかもしれないのですが、見晴橋の関係で平成23年12月から通行どめということで事業スケジュールが進んでいくわけなのですが、実施設計が平成24年度中、そして工事着手が平成25年度ということで、足かけ3年間使用ができないような状況の提案になっているのです。できればそのところを詰めるような感じで、北海道のほうにもきちんとこういうスケジュールを進めたいということで前倒しなりをして、なるべく住民の足が損なわれないように仕事をしていただき

たいと思います。それを北海道と打ち合わせしながらやっていただきたいと思っております。意見でよろしいです。

○(河野委員長) 部長から何かあれば。

○(井南部長) 今中崎委員から意見としてつけ加えていただきました。見晴橋のつり橋は、結構歩行者の方も利用されていますし、何とか人も車も通行させてほしいという要望は、ずっと長いこと時間をかけてきております。道の予算が厳しい状況は我々も承知はしておりますけれども、一年でも早く、当然これは地元の声もそうですし、我々北見市としても前倒ししていけるように、それから着手になれば一年でも早く解決に向けて交通開放できるように進めることを今後も強く要望していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○(水上委員) 済みません。公営住宅で1つだけお伺いいたします。

3ページの平成22年度の実績を拝見させていただくと、一番最初の43件のところに凍結だったりとか、あと給油の不良だとか灯油漏れだったりということで載っているのですが、公営住宅からの対応の内容では季節的に一貫して年間平均してこの件数が上がってくるのか、それともこれから冬に向かいますけれども、春夏秋冬を通してばらつきがあるのか、そこら辺を教えてください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○(森部委員) 水上委員の質問もわかるのだけれども、先ほど委員長がこの問題は次回ということで整理したので、委員長、申しわけないけれども整理してください。

○(河野委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時22分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○(石川課長) それでは、若干説明をさせていた

だきたいと思いますが、この表の実績で全体の約6割が水回りの修繕でございます。内訳としましては、金属性の排水管の腐食だとか、さびということでございまして、あとトイレのロータタンクのバルブの不良、水抜き栓の破損などによって、大体老朽化が約半数ぐらいになっているのかと思っております。残りにつきましては、やはり冬の間の給水管の凍結や排水管の凍結で、冬期間にそういう修繕というのが非常に集中しているということでございます。そのほかにつきましては、ガスコックだとかドアのドアクローザーの稼働部分の不良となっております。長期的に公営住宅が古くなってきていますので、その機能低下など経年劣化によるものがほとんどということになってございます。

以上でございます。

○（河野委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で川東通りの整備について及び公営住宅に係る休日等の対応業務委託についての報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、除雪計画についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（井南部長） 続きまして、本格的な降雪を前に各自治区で実施しております除雪計画につきましてご説明させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

○（豊田課長） 補足説明の前に、北見自治区除雪実施計画書に記載間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと存じます。訂正箇所につきましては9ページ、5、除雪連絡網で市役所当直の電話

番号が23—7311となっておりますが、これを23—7111に訂正していただきたいと存じます。今後このようなことがないように十分注意をして資料作成に取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、私から除雪実施計画につきましてご説明させていただきます。北見市では、より安全な冬道づくりと快適な冬の暮らしを目指し、市民の皆様と力を合わせながら道路除雪に取り組んでまいりました。今年度から除雪体制が端野、留辺蘂自治区が全面民間委託、常呂自治区が一部民間委託に移行しております。

委員会別冊資料の除雪実施計画をお開きください。平成23年度北見市除雪実施計画の1ページ、北見市除雪概要の1といたしまして計画担当課及び実施方法、2の車道、歩道除雪計画延長は車道、歩道を合わせまして1,983.6キロメートルを予定しております。3の車道、歩道除雪車両体制は各自治区の除雪計画に基づき直営車、貸与車及び業者持ち車を合わせまして165台を予定しております。4の出動基準は、出動判断を統一し、記載のとおりでございます。

次に、平成23年度北見自治区除雪実施計画からご説明させていただきます。見出しの北見自治区をお開きください。1ページ、1に実施計画の目的を、2に除雪路線の種類と降雪量にかかわります除雪レベルごとの対応として分類したものであります。路線を第1種の幹線道路から第4種の生活道路の4種類に分類したもの、次に降雪が10センチから30センチと予想されるレベル1から積雪量が70センチ以上見込まれるレベル4までの除雪対応水準であります。

2ページ、3ページはそれらをまとめたもので、北見市豪雪対策要綱に定めております。

4ページ、5ページには情報収集、情報の伝達及び除雪マニュアル、豪雪対策要綱を、除雪センターは受託者が市の指示に基づき設置し、除雪作業に係る市との連絡調整及び市民からの要望など除雪に関する総括を行う目的で12月1日から翌年3月31日ま

で開設するものであります。

6ページには、市道等除雪概要としまして(1)、車道除雪延長、(2)、歩道除雪路線延長などを載せております。

7ページには、除雪連絡体制及び除雪協力機関などを載せております。

8ページでは、冬道道路に係る通常除雪などの実施計画を示し、除排雪対策では車両一斉出動回数、主要幹線道路などの排雪延長及び全地域の融雪対策などを、また、凍結路面对策ではピリ砂利散布状況などを示しております。市民への啓蒙活動では、広報きたみを活用した取り組み及び北見地区道路交通管理者連絡協議会の開催などの取り組みについて示しております。

9ページには、除雪体制連絡網を掲載しております。

添付図面といたしまして、10ページに緊急除雪優先路線図、11ページに幹線除雪路線予定図、12ページに生活道路区割り予定図、13ページに歩道除雪路線予定図、15ページに郊外道路区割り図、16ページに排雪計画路線図、17ページに雪堆積場位置図を添付しております。

以上で北見自治区除雪実施計画の説明を終わらせていただきます。

○(高橋課長) それでは、端野自治区の平成23年度の除雪計画について補足説明をさせていただきます。

端野自治区の除雪計画の種類につきましては、北見自治区の次に端野と見出しをつけてございますので、お聞きください。平成23年度の除雪実施計画の概要でございますが、1ページ、1、目的及び2、実施方法を載せてございます。実施方法につきましては、前年度まで直営と委託の両方の除雪体制で実施してきましたが、今年度から全路線の除雪を民間委託により実施し、除雪実施全般の管理は建設課が行ってまいります。

次に、2ページでございますが、3、除雪体制の

基準につきまして、各除雪レベルに応じた除雪基準、活動内容を設定し、実施いたします。

3ページから5ページは、市道除排雪計画の概要を記載しております。3ページ、1、除雪計画では除雪延長及び凍結防止路線延長、除雪車両体制比率、除雪車両配置状況などを、4ページでは除雪出動基準及び指示体制などにつきまして、また2として除排雪の作業基準を5ページまで記載しております。

6ページでは、3、除雪指示体制図を、7ページから12ページには資料としまして緊急除雪路線図を初めとする各種除雪路線図等を掲載しております。

以上が端野自治区の除雪実施計画の内容でございます。これで補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○(松本課長) それでは、常呂自治区の平成23年度の除雪計画について補足説明をさせていただきます。

常呂自治区の除雪計画の資料につきましては、端野自治区の次に常呂と見出しをつけてございますので、お聞きください。まず、平成23年度の除雪実施計画の概要でございますが、1ページ、1、目的及び2、実施方法を載せてございます。実施方法につきましては、前年度まで直営の除雪体制で実施してきましたが、今年度からは一部路線の除雪を民間委託により実施し、除雪実施全般の管理は建設課が行ってまいります。

次に、2ページでございますが、3、除雪体制の基準につきまして、各除雪レベルに応じた除雪基準、活動内容を設定し、実施いたします。

3ページから5ページは、市道除雪計画の概要を記載しております。3ページ、1、除雪計画では除雪延長及び凍結防止路線延長、除雪車両体制比率、除雪車両配置状況などを、4ページでは除雪出動基準及び指示体制などにつきまして、また2として除雪の作業基準を5ページまで掲載しております。

6ページの3では、除雪指示体制図、7ページから12ページには除雪資料としまして緊急除雪路線図

を初めとする各種除雪路線図等を掲載しております。  
なお、10ページには委託除雪路線を掲載しております。

以上が常呂自治区分の除雪実施計画の内容でございます。  
これで補足説明を了しますが、ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○（小原課長） それでは、留辺蘂自治区の平成23  
年度除雪計画につきまして補足説明をさせていただきます。

留辺蘂自治区の除雪計画資料につきましては、留  
辺蘂と見出しをつけてございますので、お開きいた  
だきたいと思っております。まず、平成23年度の除雪実施  
計画の概要でございますが、1ページ、1、目的及  
び2、実施方法を載せてございます。実施方法につ  
きましては、前年度まで直営と委託の両方の除雪体  
制で実施してきましたが、今年度から全線の除雪を  
民間委託により実施し、除雪実施全般の管理は建設  
課が行ってまいります。

次に、2ページでございますが、3の除雪体制の  
基準につきまして各除雪レベルに応じた除雪基準、  
活動内容を設定し、実施いたします。

3ページから5ページは、市道除排雪計画の概要  
を記載しております。3ページ、1、除雪計画では  
除雪延長及び凍結防止路線延長、除雪体制比率、除  
雪車両配置状況などを、また4ページでは除雪出動  
基準及び指示体制などにつきまして、また2、除排  
雪作業基準を5ページまで掲載しております。

6ページでは3の除雪指示体制図を、7ページ以  
降につきましては資料といたしまして緊急除雪路線  
図を初めとする各種除雪路線図を掲載しております  
ので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、留辺蘂自治区に関する除雪実施計画の内容  
でございます。ご審議のほどよろしくお願いいた  
します。

○（河野委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（森部委員） 今各総合支所から説明いただきま

したけれども、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自  
治区の除雪指示体制図というのが自治区ごとにあり  
ますね。その中で、端野自治区についてお伺いしま  
すけれども、この体制図の一番下、土木担当職員と  
委託業者の間に双方向の矢印があってパトロールと  
入っていますね。だけれども、ほかの自治区はパト  
ロールと除雪作業が入っているが、端野自治区につ  
いてはパトロールのみの体制でいくのか。若干違う  
ような気がするので、その違いを。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時37分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

○（高橋課長） 森部委員からの除雪指示体制図の  
関係で、土木担当職員と委託業者のパトロールの関  
係でございます。これにつきましては、今年度から  
全面委託になったということで、建設課の土木担当  
職員については事前の路線図のパトロールの実施を  
するという状況でございます。それに基づいて委託  
業者に指示をしていくという状況になります。

[何事か呼ぶ者あり]

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時38分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

○（小原課長） ただいま森部委員のご指摘がござ  
いました端野自治区と留辺蘂自治区の土木担当職員  
と委託業者の間のやりとりでパトロールということ  
でございましたけれども、留辺蘂自治区については  
除雪作業というのが入ってございますが、パトロー  
ルをいたしまして、除雪作業の部分につきましては  
削除をお願い申し上げたいと存じます。済みません。  
訂正いたしたいと思っております。



○（松谷委員） それぞれ各自治区で除雪計画が載っていますけれども、除雪延長のところでそれぞれの車道だとか歩道、道路延長、除雪延長、そして除雪率というのがありますが、この除雪率というのはどういう中身なのですか。説明していただきたいのですけれども。

○（高橋課長） ただいま松谷委員からの除雪率の出し方の関係でございます。これにつきましては、端野自治区の部分からいきますと3ページ上段になります。例えば車道の総道路延長に対して、除雪する部分はどのくらいかという比率になります。わかりますか。

○（河野委員長） 改めて理事者の答弁を求めます。

○（藤田総合支所長） 松谷委員からの除雪車両体制比率のご質問でございますけれども、この部分の（1）番に書いてあります除雪延長の中身で、道路延長としては278.6キロメートルございますけれども、除雪延長としては234.5キロメートルございます。その234.5キロメートルに対します官貸車両と、それから業者が持っている車両での除雪車両体制比率という形で、その234.5キロメートルを官貸車両で車道側が32.37%、実際にするのが75.9キロメートルという形のあらわし方でございます。

以上でございます。

○（中崎委員） 今の道路構造令上、冬期間除雪しない路線が道路延長の中には入っているということなのでしょう。そこをきちんと言わないと、あたかも除雪しないとならないところをやっていないようにしか聞こえなくなってしまう。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時44分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（川本主幹） 今のご質問でございますけれども、

先ほど中崎委員も言われたとおり、道路の総延長のうち冬期間除雪をしない郊外路線がありますので、その分を引いて除雪をする区間がここに書いてある延長ということでございます。

○（河野委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時45分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時45分 閉議

---